

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「管理部長」を「経営企画部長」に改める。

第二十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、出納取扱金融機関等に払い込んでいない金銭の合計額が三万円以下の場合、当該金銭のうち最初に収納したものを収納した日から起算して五日間まで払込みを延期することができる。

第三十一条第一号中「局長」を「経営企画部長」に改める。

第六十四条の二第二項中「実地に」を削る。

第八十二条（見出しを含む。）中「実地」を削る。

第八十四条第二項中「実地について」を削る。

第九十二条中「取得が」を「取得（交換、増設等によるものを含む。）が」に改める。

第五十五条の見出しを「（固定資産の照合）」に改め、同条第一項中「実地について」を削り、同条第二項中「実地照合」を「固定資産の照合」に改める。

第三百三十七条の二第一号中「二百五十五万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第四百十条の二の表支出命令の項行為を行う者の欄中「局長」を「経営企画部長」に改める。

第一百五十五条第一号及び第一百五十七条の三第二項中「実地」を削る。

第一百五十八条第三項第三号中「訂正印を押し」を「署名を行い」に改める。

別表第二中「

貸倒引当金	貸倒引当金
預 託 金	

」

破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
金銭を一時的に預け入れるもの	

」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第 7 (第 1 4 8 条関係)

執行同の決裁区分及び合議区分

決裁及び合議区分 行為区分	決 裁 区 分				合 議 区 分	
	管 理 者	局 長	部 長	課長及び所長	経営企画部長	財務課長
1 建設工事の起工	5 億円以上	3 億円以上 5 億円未満	2 億円以上 3 億円未満	2 億円未満	3 億円以上	2 億円以上
2 建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託	1 億円以上	5, 000 万円以上 1 億円未満	2, 000 万円以上 5, 000 万円未満	2, 000 万円未満	5, 000 万円以上	2, 000 万円以上
3 委託（2 に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生士の処分及び収集運搬を除く。）		1, 000 万円以上	500 万円以上 1, 000 万円未満	500 万円未満	1, 000 万円以上	500 万円以上
4 土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	7, 000 万円以上又は 20, 000 m ² 以上	6, 000 万円以上 7, 000 万円未満	5, 000 万円以上 6, 000 万円未満	5, 000 万円未満	6, 000 万円以上	5, 000 万円以上
5 支出予算の配当と異なる執行	執行しようとする費目等に応じた別表第 7 の 2 に定める区分より上位の区分に従い決裁を受ける				全ての案件	
6 重要、異例その他特殊な執行	金額の区分なく管理者決裁				全ての案件	
7 契約を伴う支出予算の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第 137 条の 2 に定める随意契約によることのできる予定価格として定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第 7 の 2 に定める区分に従い決裁を受ける				執行しようとする費目等に応じた別表第 7 の 2 に定める区分に従い合議を受ける	
備考						
1 地域整備事業会計に係る同書で、部長以上が決裁するものうち、合議を必要とするものは、あらかじめ地域整備課長に合議しなければならない。						
2 工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計に係る同書で、部長以上が決裁するものうち、合議を必要とするものは、あらかじめ水道企画課長に合議しなければならない。						
3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数に乗じた額に読み替えてこの表を適用するものとする。						

別表第七の二を次のように定める。

別表第 7 の 2 (第 1 3 9 条の 2、第 1 3 9 条の 5、第 1 4 8 条の 2 関係)

区 分	決 裁 区 分				様式の区分		合 議 区 分		摘 要
	管理者	局 長	部 長	課長及び所長	△	◎	経営企画 部長	財務 課長	
費目等					支出負担行為決議書	支出負担行為決議書 兼支払伝票又は支出 負担行為決議書兼振 替伝票			

与 費				○	◎		
給 報酬、給料、 手当等及び 退職給付費				○	◎		
法 定 福 利 費				○	◎		
(共済組合負担金、 労災保険料 社会保険料 厚生福利費)				○	◎		
報 償 費				○	△ 100万円未満のもの ◎		100万円 以上
旅 費 及 び 研 修 費				○	◎		
交 際 費				○	◎		
消 耗 品 費、光熱水費、 印刷製本費、被服費、雑費				○	△ 光熱水費及び100万円 未満のもの ◎		300万円 以上
修 繕 費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	2億円以上 3億円未満	2億円未満	△ 100万円未満のもの ◎	3億円 以上	2億円 以上
燃 料 費、動 力 費	1億円以上	5,000万円 以上 1億円未満	1,000万円 以上 5,000万円 未満	1,000万円 未満	△ 100万円未満のもの ◎	5,000万円 以上	1,000万円 以上
薬 品 費	1億円以上	1,000万円 以上 1億円未満		1,000万円 未満	△ 100万円未満のもの ◎	1,000万円 以上	1,000万円 以上
通 信 運 搬 費、広告料、 手 数 料、保 険 料				○	△ 電報、電話料、後納郵便料、 乗車代、郵送料、運輸費、手 数料及び500万円未満のもの ◎		100万円 以上
委 託	建設工事の設計調査、 測量又は監理の委託	5,000万円 以上 1億円未満	2,000万円 以上 5,000万円 未満	2,000万円 未満	△	5,000万円 以上	2,000万円 以上
施 設 の 運 転、管理(浄 水場維持管理一括委 託)	○				△	○	○
記 水の運転、管理(浄 水場維持管理一括委託 以外のもの)及び浄水 発生土の処分、収集運 搬			2,000万円 以上	2,000万円 未満	△		2,000万円 以上
資 料	その他の場合	1,000万円 以上	500万円 以上 1,000万円 未満	500万円 未満	△	1,000万円 以上	500万円 以上
借 材	建設工事に係るもの		300万円 以上	300万円 未満	△		300万円 以上
固定資産の取得に係る 工事請負費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	2億円以上 3億円未満	2億円未満	△	3億円 以上	2億円 以上
たな卸資産の購入に係る費用				○	△ 100万円未満のもの ◎		
土地の買入れ又は地上権の 設定(買入れ又は設定の委託を含む)	7,000万円 以上又は面積20,000㎡ 以上のもの	6,000万円 以上 7,000万円 未満	5,000万円 以上 6,000万円 未満	5,000万円 未満	△	6,000万円 以上	5,000万円 以上
負担金及び交付金	2,000万円 以上	1,000万円 以上 2,000万円 未満	200万円 以上 1,000万円 未満	200万円 未満	△ 〔会議員負担金及び団体構成員としての負担金〕 ◎	1,000万円 以上	200万円 以上
貸 付 金		2,000万円 以上	1,000万円 以上 2,000万円 未満	1,000万円 未満	△	2,000万円 以上	1,000万円 以上

補償費	固定資産の買入れに係るもの及び建設工事に係るもの	7,000万円以上	5,000万円以上 7,000万円未満	△	7,000万円以上	5,000万円以上	
	その他の場合	100万円以上	50万円以上 100万円未満	△	100万円以上	50万円以上	
借入金、利子及び取扱い諸費		500万円以上	300万円以上 500万円未満	300万円未満	△ 企業債、他会計借入金及び年 終未払金の元利償還金並びに 一時借入金利息 ◎		
	投資金運用に係るもので、管理者がその運用方針を定めたもの			○	△		
出資金	その他の場合	500万円以上	300万円以上 500万円未満	300万円未満	△	500万円以上	300万円以上
	寄附金	100万円以上	50万円以上 100万円未満	50万円未満	△	100万円以上	50万円以上
公課				○	◎		
	繰出金		○	△		500万円以上	
固定資産（リース資産を含む。）の取得に係る経費のうち上記費目等以外のもの		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満	100万円未満のもの 〔100万円未満のもの〕 ◎	1,000万円以上
						△ 車両運搬具の購入にあっては100万円以上	

備考 1 ○印は金額に制限なく当該職の職にあるものが決裁できることを示す。
2 ◎印のものは事前議決したもののについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合議は省略するものとする。
3 上記の区分にかかわらず、重要又は異例と認めるものの支出負担行為は、経営企画部長及び財務課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けるものとする。
4 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。
5 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。（リース資産の場合は減価償却の取扱いに係る経費を除く。）
6 支出負担行為の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の額に上り、増額変更の場合は増額後の額によること
7 修繕費、固定資産の取得に係る工事請負費、土地の買入れ又は地上権の設定並びに固定資産の買入れ及び建設工事に係る前償費に準ずる委託料で、国（独立行政法人水資源機構、独立行政法人政務官庁、運輸政策機構及び国土交通省を含む。）地方公共団体（地方公共団体日本下水道事業団、土地開発公社）又は、委託料等の科目等ではなく、それ以外の費目等を適用するものとする。
8 地域整備事業会計に係る支出負担行為で、部長以上が決裁するものうち、合議を必要とするものは、あらかじめ地域整備課長に合議しなければならない。
9 工業用下水道事業会計及び下水道水供給事業会計に係る支出負担行為で、部長以上が決裁するものうち、合議を必要とするものは、あらかじめ下水道企画課長に合議しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に一般競争入札若しくはせり売りの公告又は指名競争入札の入札者の指名をしたものについては、改正後の第百三十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表第二の規定は、令和六年度決算から適用する。